医科点数表第2章第 10 部手術の通則の5及び6 (歯科点数表第2章 第9部手術の通則4を含む。) に掲げる手術の件数

(期間: 令和4年1月~令和4年12月)

区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
1	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
才	経皮的カテーテル心筋焼灼術	

区分2に分類される手術		件数	
ア	靱帯断裂形成手術等		
1	水頭症手術等	4	件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		
エ	尿道形成手術等		
オ	角膜移植術		
カ	肝切除術等		
+	子宮附属器悪性腫瘍手術等		

区分	分3に分類される手術	件数
ア	上顎骨形成術等	
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘術	
エ	母指化手術等	
才	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
+	同種死体腎移植術等	

区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	

その他の区分		件数
ア	人工関節置換術	
1	乳児外科施設基準対象手術	
ウ	ペースメーカー移植術	
	及びペースメーカー交換術	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
	(人工心肺を使用しないものを	
	含む。)及び体外循環を要する	
	手術	
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠	
	動脈粥腫切除術及び経皮的冠	
	動脈ステント留置術	

令和5年1月発行

